

各 位

会 社 名 株式会社 ASK PLANNING CENTER
代表者名 代表取締役社長 廣 崎 利 洋
(J A S D A Q ・ コード番号 9756)
問合せ先 執行役員 総務部長 吉田 俊英
電話番号 (03) - 3354 - 1181 (代表)

当社の非公開化等のための定款の一部変更及び 全部取得条項付株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成21年8月20日付プレスリリース「当社の非公開化等のための定款の一部変更及び全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ」（以下「平成21年8月20日付プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該変更によって全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得について臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会に付議しましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

I. 当社定款の一部変更の承認可決

1. 承認可決された事項の内容

当社は、平成21年8月20日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③による当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式の全部取得（以下「本定款一部変更等」と総称します。）について必要なご承認をいただくため、本日、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催いたしました。

- ①当社の定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること
- ②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を付すこと（なお、当社が全部取得条項を付した普通株式を「全部取得条項付普通株式」といいます。）。
- ③会社法第171条並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の決議によって、当社の全部取得条項付普通株式全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、当社は、各株主に対して、別個の当社種類株式を交付すること（この際、公開買付者ら以外の株主の皆様に対して交付される別個の種類当社の株式の数は、1株

未満の端数となる予定です。)

本定款一部変更等のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、本定款一部変更等のうち②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。(本臨時株主総会第1号議案に係る変更の内容は、平成21年8月20日付プレスリリースの定款一部変更その1に係る変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る変更の内容は、同プレスリリースの定款一部変更その2に係る内容のとおりであります。)

2. 本定款一部変更等①及び②の効力の発生

本定款一部変更等のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。

また、本定款一部変更等のうち②の効力は、平成21年10月21日に発生いたします。

II. 全部取得条項付普通株式の取得の承認可決

1. 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等のうち③は、本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成21年8月20日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本定款一部変更等のうち③として、会社法第171条並びに本定款一部変更等のうち①及び②による変更後の定款の定めに従って、当社が全部取得条項付普通株主から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、新たに発行する当社A種種類株式を、全部取得条項付普通株式1株につき、0.0000009091株の割合をもって交付するものであります。

2. 本定款一部変更等③の効力の発生

本定款一部変更等のうち③の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等②の効力発生を条件として、平成21年10月21日(以下「取得日」といいます。)に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、当社は、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、取得日において、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された株主に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.0000009091株の割合をもって交付いたします。この結果、公開買付者らを除く各株主に取得対価として交付されるA種種類株式の数は1株未満の端数となる予定です。このように交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

また、当社では、株主に交付することとなる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられ

ます。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づき裁判所の許可を得て資本政策等の観点からしかるべき者に対して売却すること、または会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。

この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定通り得られた場合には、各株主が保有する当社普通株式数に132円(株式会社双樹コーポレーションが当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を、各株主に対して交付できるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、各株主に対して当社が交付するA種種類株式については、現時点において金融商品取引所に対して上場申請を行う予定はありません。また、本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、ジャスダック証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は平成21年9月15日から平成21年10月14日までの間、整理銘柄に指定された後、平成21年10月15日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

Ⅲ. 全部取得条項付普通株式の取得に関する日程(予定)

全部取得条項付普通株式の取得に関する日程(予定)は以下のとおりです。

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| ①整理銘柄への指定 | 平成21年9月15日(火) |
| ②当社普通株式の売買最終日 | 平成21年10月14日(水) |
| ③当社普通株式の上場廃止日 | 平成21年10月15日(木) |
| ④全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の基準日 | 平成21年10月20日(火) |
| ⑤全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日 | 平成21年10月21日(水) |

以上